

答 申 第 257 号
平成19年3月28日

千葉県議会議長 笹生定夫 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年3月31日付け千議第343号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第336号

平成17年7月25日付けで異議申立人から提起された、平成17年5月31日付け千議第53号で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）が行った、平成17年5月31日付け千議第53号の公文書不開示決定（以下、「本件決定」という。）のうち、「千葉県議会議員選挙区別人口表（市区町村別のもの）・H17年3月28日現在のもの・最新直近のもの」の不開示決定を取り消すべきである。

その余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が行った本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本県の県議会選挙に於ける一票の格差は、県民の信頼の上に成り立つ議会制民主主義にあつて、県議会が犯す県民に対する最大の背信行為と云わねばならない。そして、この不当・違法状態の長期間に亘る放置は決して許されるものではなく、最高裁判例の経緯等からも、その是正は緊急の課題である。この是正措置対応に重い責務を持つ県議会に於ける当該案件の審議に際し、必要不可欠な情報であり、最重要資料として用意されねばならない本件文書が当該関係機関に不存在の筈はなく、又、それが許されるものではない。

県議会として、現行制度での次回選挙の必要性を説くなら、尚更、その審議の内容と経緯に納得性が不可欠であり、その結果が法に謳われる公平の精神を損なうものであつてはならない。県議会として持つ説明責任からも、有るべき本件資料の開示を求め、異議申立てするものである。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は以下のとおりである。

1 公文書不開示決定について

(1) 異議申立人は、平成17年5月17日付け公文書開示請求書で、議長に対し「千葉県議会議員選挙区別人口表（市区町村別のもの）・H17年2月議会提出のもの・H17年3月28日現在のもの・最新直近のもの」の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) これに対し議長は本件決定を行った。
- (3) 異議申立人はこれを不服として、平成17年7月25日付けで、不開示決定の取消しを求めて、本件異議申立てを提起した。

2 不開示の理由について

本件開示請求で対象となる公文書は前記1(1)のとおりであるが、異議申立ての理由に記載のとおり、これは平成17年2月定例県議会において「千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」を審議するに際して参考にした資料と解釈した。当該条例案は、県議会本会議において議員発議により提案されたものである。当該条例案は、常任委員会への付託を省略し、県議会本会議において審議された。

この際、本会議に提出・配布されたのは当該条例案のみであり、異議申立人が請求する前記請求内容の文書は存在しない。

なお、「H17年2月議会提出のもの」以後の該当する公文書についても議長としては作成も取得もしていないことから、本件決定に係る公文書不開示決定通知書の開示しない理由を「開示請求に係る公文書を保有していないため」と記載して決定したものである。

また、理由が漏れたため、平成17年10月24日付けで「開示請求に係る文書は作成、取得していないため」を追加明記して異議申立人あてに送付した。

3 異議申立てについて

異議申立人は前記のとおり異議申立ての理由を述べているが、不開示決定をした理由は前記2のとおりであるため、議長としては本件開示請求に係る文書を取得・作成していないし、保有もしていない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 諮問までの経緯について

本件開示請求、本件決定及び本件異議申立ての経緯は前記第3、1のとおりである。

議長は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立人の口頭意見陳述を平成17年10月31日に行い、平成18年3月31日に当審査会へ諮問した。

2 対象となる公文書の存在について

(1) 請求対象文書について

本件開示請求の内容は前記第3、1(1)のとおりである。

平成17年2月定例県議会（以下、「2月議会」という。）では「千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例」及び「千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」の二つの発議案（以下、「本件議案」という。）が提案されている。本件開示請求にある「H17年2月議会提出のもの」の趣旨は、本件議案の関連資料として議長が保有する選挙区別人口表の開示を求めるものと認められる。

(2) 選挙区別人口表について

本件開示請求でいう選挙区別人口表とは、県議会の選挙区である郡市ごとに、その区域内の人口を記載した一覧表のことである。

選挙区別人口表は法令上、議長に作成、取得が義務付けられたものではない。しかし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条により、県議会議員の定数は条例で定めることとされており、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条により、県議会議員の選挙区は郡市の区域によると定められていることから、議員定数の検討などにおいて、事実上必要になるものと考えられる。

2月議会開催時における千葉県議会議員の定数は、平成14年12月定例県議会において定められたものである。その基礎となる選挙区別人口表は、当時、議会内に設置された定数等検討委員会の議事録として議長が保有していることが本件審理の過程で明らかになっている。

(3) 本件開示請求の対象となる公文書の存在について

議長は、前記第3、2のとおり、本件議案の審議に当たり提出されたのは条例案のみであり、対象となる文書は保有していないと説明する。

本件議案は、柏市と沼南町の合併に伴う選挙区及び選挙すべき議員数の取扱いについて、議員発議により提案されたものである。審議に当たって議会内に定数等検討委員会は設置されていない。

その具体的な内容は、一つは合併後の柏市の議員数を合併前の柏市と沼南町の議員数の合計に改めるというもの、もう一つは特例条例を定めて選挙区を合併前のままにしておくというものである。いずれの案も合併後の柏市の議員数を実質的に増員又は減員するものではない。

よって、これらの議案の審議に当たり選挙区別人口表を使用する必要は基本的にはないものと考えられ、議長がこれを作成、取得していないとしても不自然なことではない。

また、地方自治法第254条により、同法における人口は最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査（以下「国勢調査等」という。）の結果によるとされている。2月議会開催時の議員数の基礎となった国勢調査等は平成12年10月1日に行われ、前記(2)のとおり、議長は当

該調査に基づく選挙区別人口表を保有している。次の国勢調査等は平成17年10月1日に行われており、それまでの間、議員数の基礎となる人口に変化はない。

よって、平成17年2月に行われた本件議案の審議に関し、議長が新たな選挙区別人口表を作成、取得していないとしても不自然なことではない。

本件議案に関する2月議会の議事録においても、県全体の定数格差の是正について具体的な議論はされておらず、選挙区別人口表の存在を裏付けるような発言は認められなかった。

以上のことから、本件開示請求の対象となる公文書のうち、「H17年2月議会提出のもの」を保有していないとする議長の説明に不合理な点は認められない。

一方、本件開示請求の対象となる公文書のうち「H17年3月28日現在のも・最新直近のもの」については、平成17年3月28日及び5月17日時点で議長が保有する公文書のことであるから、前記(2)記載の人口表が請求対象文書に該当するものと認められる。

議長は、本件開示請求の趣旨が本件議案の関連資料の開示を求めるものであることから、前記(2)記載の人口表は対象文書ではないと説明する。

しかし、この説明を裏付ける具体的な事実は認められず、開示請求書の記載から、前記(2)記載の人口表は本件開示請求の対象文書であるといわざるを得ない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は一票の格差を放置しているのは問題である旨の主張等をしているが、これらは本件異議申立ての判断とは直接関係のない主張であり、当審査会では判断しない。

4 結論

以上のとおり、本件決定のうち「千葉県議会議員選挙区別人口表（市区町村別のもの）・H17年3月28日現在のも・最新直近のもの」の不開示決定を取り消すべきである。

その余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 3. 31	諮問書の受理
18. 5. 9	議長の理由説明書の受理
18. 11. 21	審議
18. 12. 19	審議
19. 2. 20	審議
19. 3. 16	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年3月16日現在)